

平成28年第2回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成28年6月15日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	水口和洋
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	谷本芳朋
総務政策課員	樫原基史	総務政策課員	平尾好孝
企画員		企画員	
税務課長	橋本秀行	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	川口孝志	住民生活課長	原宗男
企画員		住民生活課員	
住民生活課員	中松秀夫	企画員	栗田信孝
企画員		住民生活課員	
企画員	宮本真里	企画員	木村陽子

上下水道課長	三 栖 啓 功	上下水道課 企 画 員	坂 本 巖
教育委員会 総務課長	家 高 英 宏	教育委員会 生涯学習課長	新 堀 浩 士

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 1 3 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 2 報告第 1 4 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 報告第 1 5 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 議案第 5 5 号 上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 6 号 上富田町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 7 号 上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例を
廃止する条例
- 日程第 7 議案第 5 8 号 上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例を廃
止する条例
- 日程第 8 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度上富田町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予
算 (第 1 号)
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計介護保険補正予算 (第 1
号)
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について (平成 2 8 年度第 1 号上水
道事業第 1 浄水場受変電設備更新工事)
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 町道路線の変更について
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 町道路線の廃止について
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任について

- 日程第 1 8 議案第 6 9 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 1 9 議案第 7 0 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 2 0 議案第 7 1 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 2 1 意見書第 2 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）
- 日程第 2 2 議員派遣の件について
- 日程第 2 3 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前9時30分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回上富田町議会定例会第3日目を開会します。

本日も上着をとっていただいて結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいても結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 報告第13号～日程第15 議案第66号

○議長（山本明生）

この際、日程第1 報告第13号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）についての件から、日程第15 議案第66号、町道路線の廃止についての件まで15件を一括議題とします。

△日程第1 報告第13号

○議長（山本明生）

日程第1 報告第13号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、九鬼裕見子君。

○5番（九鬼裕見子）

6ページなんですけど、前年度繰上充用金の部分で、平成26年度と平成27年度の赤字幅はどうなっているのか、平成27年度は減少しているか、ふえているかについて答弁をお願いします。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

おはようございます。

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えいたします。

平成27年度の繰上充用額につきましては、3億9,344万2,000円で、平成

28年度では3億4,595万3,000円と定めており、前年度と比較しまして4,748万9,000円の減額となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

報告第13号、専決第12号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）に対する反対討論をします。

以前より赤字は減ってきているとのことですが、そもそもこういった赤字での対応を認めることができません。よって、繰上充用での赤字補填に対して認めることができませんので、報告第13号の議案に反対し、反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論の発言なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第13号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第2 報告第14号

○議長（山本明生）

日程第2 報告第14号、平成28年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第14号、平成28年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第3 報告第15号

○議長（山本明生）

日程第3 報告第15号、平成28年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより報告第15号、平成28年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。
本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

△日程第4 議案第55号

○議長（山本明生）

日程第4 議案第55号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

議案第55号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対して反対討論を行います。

この条例改正は、建築の見直し、保育士の数の算定に対して、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認めた場合となっており、保育士とみなすなどの改正で、保育

士の専門性が崩れます。規制緩和の条例です。乳幼児期の全面発達を保障する意味からも、この規制緩和の条例に反対の意を表明し、反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第5 議案第56号

○議長（山本明生）

日程第5 議案第56号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第57号

○議長（山本明生）

日程第6 議案第57号、上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

この花卉団地の財産権は誰になるのか教えてください。

○議長（山本明生）

産業建設課長、菅谷君。

○産業建設課長（菅谷雄二）

おはようございます。

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

一応、施設自体の所有は町のほうになります。下の土地については個人さん、生産者のほうがお持ちですけれども、それを町のほうでお借りして、上に施設を建てる状況です。ですから、施設自体の管理は町のほうにあります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号、上富田町花卉生産共同団地設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を採決します。

本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第58号

○議長(山本明生)

日程第7 議案第58号、上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号、上富田町生馬花木集荷所設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第59号

○議長（山本明生）

日程第8 議案第59号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、谷端君。

○2番（谷端 清）

12ページの保育所建設事業費の町債で340万というのを出されているんですが、内容をちょっと教えていただければ。

○議長（山本明生）

答弁をお願いします。

総務政策課、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

2番、谷端議員のご質問にお答えいたします。

統合保育所建設事業債340万円ですが、建設工事請負費のうち、電気工事及び電話設備工事請負費373万2,000円に対しまして充当してございます。

内訳といたしまして、施設整備事業債と社会福祉施設整備事業債、2つに分かれておりまして、190万円につきましては、施設整備事業債充当率50%、交付税措置70%となっております。残りの150万円分につきましては、その残り分で充当率80%、これに対しましては交付税措置はございません。

以上でございます。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はございませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

何か所か質疑したいんですが、固めて言ってよろしいでしょうか。

○議長（山本明生）

してください。

○5番（九鬼裕見子）

9ページの16款で、不動産売払収入なんですけど、町有財産の売払に当たっては、公

募するのかもしれないのかということと、両新田の土地売却というのは聞いたんですが、売却した企業と相手企業と、坪単価は幾らかということについてお尋ねしたいのと、13ページの2款の財産管理費のところ、公有財産購入費、土地購入費になっているんですが、これについての内訳というか、を教えてください。

それから、15ページで、6款の商工費のところ、この間、説明は受けたんですが、旅費として、津幡町へ行くことと、東川町へ行く旅費として66万2,000円が組み込まれているんですが、平成28年度の一般会計の61ページに総務管理費としてこのときの補助金というか、説明、交付金との中にありました都市との交流事業補助金として津幡町へ演劇に行くということで、説明はされているんですが、この出張交流に対しては50万という説明があったんです。今回また66万2,000円なので、この66万2,000円のうち、津幡町へは幾らになるのか、東川町へは幾らを充てているのかを説明をお願いします。

その衛生費のところも、その上の19のところですが、負担金、補助金の交付金のところですが、特定不妊治療費補助金というのが、28年度の一般会計でも89ページなんですけど、45万計上されていたんですが、また今回も45万計上されているので、これに対してちょっと説明をお願いします。

それからその下の教育費のところ、コミュニティ助成事業補助金ということで、説明の中で、市ノ瀬河川敷コスモス園への補助金ということなんですけど、どういったことに使われる補助金なのかを説明、をお願いします。

○議長（山本明生）

総務政策課、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

5番、九鬼議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、9ページの不動産売払収入の関係でございますけれども、内訳といたしまして、まず、生馬財産区出張所の部分で、福祉事業団へ売却分、91.54坪ございます。坪5万5,000円で503万4,700円。2つ目といたしまして、水道保有土地生馬、両新田で2筆ございます。1,033.09平米、これちょっと平米当たりになりますけれども2万8,730円掛けまして2,968万675円、3つで、公共下水道用地、3筆で634.71平米、1,823万5,217円、この3つを足しまして5,295万円を計上いたしております。

先ほど、公募の件、ご質問ございましたけれども、公募に対しましては、企業に対しましてセールス活動等を行うということで考えてございます。

歳出の13ページ、土地購入費のほうでございます。その内訳でございますけれども

も、水道用地及び公共下水道用地で水道用地の関係で2筆1,033.09平米、先ほども申しましたけれども2,968万675円、これ平米当たり2万8,730円となっております。公共下水道会計からの用地購入の分でございますが、これは5筆1,266.06平米、3,637万3,902円、合計いたしまして2,299.15平米、6,605万4,577円ですので、6,600万5,000円を計上いたしております。

私からは以上でございます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

私からは、5番、九鬼議員さんの3つ目の質問、15ページの普通旅費66万2,000円についてお答えいたします。

まず、66万2,000円の内訳ですけれども、1つは、防災協定を結んでおります津幡町、そちらのほうで8月7日に彦五郎公演の津幡公演というのがございます。そちらに行く職員7名分の18万円ということになっています。それと2つ目は、観光農産物交流を行っております北海道の東川町なんですけれども、そちらのほうで7月30日から7月31日までどんとこい祭りというのがございます。そちらのほうに行く職員3名分の旅費48万2,000円、これを足した66万2,000円ということになっております。

ご質問にもありましたみんなが学んでいるほうで50万円、そちらのほうにつきましては、この津幡町の彦五郎物語、そちらのほうで上演される上富田町創作劇の実行委員会のメンバー約40名、こちらのほうのバス代ということになっております。バスも最近高騰しておりますので、そのぐらいの費用ということになります。

参考にですけれども、その実行委員会の方、独自で積み立てております。その方の宿泊とか旅費につきましては、実行委員会のほうから支出していただくということになっております。

以上です。

○議長（山本明生）

木村君。

○住民生活課企画員（木村陽子）

5番、九鬼議員さんの質問にお答えいたします。

私のほうからは、15ページの保健衛生総務費の特定不妊治療費助成金45万円を6月補正で上げさせていただいている件で、平成28年度当初で不妊治療費補助金としま

して45万上げさせていただいている分につきましては、不妊治療のほうには一般不妊治療と特定不妊治療の2種類がございまして、その当初で上げさせていただいたのは、一般不妊治療費の分となっております。今回、6月補正で上げさせていただいているのは、特定不妊治療費の補助金という形で上げさせていただいております。

以上です。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

コミュニティ助成事業補助金につきましては、市ノ瀬河川環境美化花づくり推進実行委員会のほうへ支出させていただくことになってございます。内容につきましては、音響設備等の備品の購入費に充てるということでお伺いしているところでございます。

以上です。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第60号

○議長（山本明生）

日程第9 議案第60号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第61号

○議長（山本明生）

日程第10 議案第61号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

9ページですけれども、備品購入費、対話型ロボット購入費となっているんですけれども、僕が聞きたいのはどういうロボットかというのを聞きたいんですけれども、コミュニケーションをとれるロボットですよとか、そのコミュニケーションというのは、例えば僕が行って、いろいろとそのロボットと話しするのに、受け答えしてくれるんか、

どこまでの範囲ができるロボットか、その辺を教えてください。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

11番、木本議員さんのご質問にお答えします。

今回の補正は、ソフトバンク対話型ロボットの費用のほうで予算措置をさせていただいております。一部分、紹介になりますけれども、家族一人一人の顔とか名前を覚えたり、それぞれの人に合わせた会話をしたり、写真を撮ったり、子供と一緒に遊ぶための英語コンテンツ、ダンスコンテンツなどが含まれており、一緒に遊んでくれることになっております。みんなが集まる場所では、歌をうたったりダンスをしたり、クイズ等の出題もしてくれますので、そのような楽しみ方もあります。

議案の説明でもしたんですけれども、人工知能搭載しており、みずからの判断で動作をしてくれるものであり、また、感情を理解することができ、悲しいときは励ましてくれたり、うれしいときは一緒に喜んでくれたり、自然と心地よいコミュニケーションがとれるようになってございます。

以上です。

○議長（山本明生）

木本君。

○11番（木本眞次）

なるほど優秀なロボットだと、今の説明ではやで、あれですけれども、例えば、コミュニケーションをするのに、いろんなことを、高齢者の方は言うと思うんですよ。そして、上富田弁で言っても通用できるか、標準語で言わなかったらできないのかとか、それとか、今、歌も入ってますよって、何十曲ぐらいレパートリーがあるのか。それ、そんなにないんやよといっても構わないんやけれども、どういうことの歌には応えられますよとか、もしわかれば。

それとどこへ設置するのか。例えば、福祉センターのほうへ置くのか、文化会館の玄関のところへ置くのか。その点、お答え願います。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

11番、木本議員さんにお答えします。

まず、どこに置くのかということですが、Wi-Fiを受ける環境下のもとでないとりあえず動かないということになりますので、今のところ、まず、役場の本庁

内の中で置きたいと考えてございます。今後は持ち運びしていろんなところへ持っていくことを考えておるんですけれども、今回は、このロボット購入するに当たりまして、まず、購入できるかどうかという、まだわからないところがあるんですけれども、申し込んでから審査を受けて後、購入ということになりますので、今回、まず、Wi-Fiの受けるところで動く状態の金額で補正をさせていただいております。

それで、ほかのところへ持っていくには、携帯のWi-Fiを買うことになります。これについては、また次の補正予算のほうで対応させていただきたいと思っております。

そして、どんな機能があるのかということですが、Wi-Fi機能によっても、機能を取り入れるんですけれども、アプリが大体200ぐらいと聞いております。上富田弁で対応できるかというのは、ちょっとわからないところがあるんですけれども、なるべくなら標準語でしゃべっていただいて、進化していくロボットでございますので、ちょっとこの場でわかりませんが、十分楽しんでいただけるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

木本君。

○11番（木本眞次）

玄関に置くということなんですけれども、例えば、来場者におはようございます、こんにちとはとか、そういうようなことを考えてますか、今後。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

11番、木本議員さんにお答えいたします。

将来は、持ち回っていきます。とりあえず役場の本庁内のどこかへ置くということで、こんにちとはということで対応してくれるかということなんですけれども、入ってくる方全員が対応できるかというのは、ちょっとそれはわかりません。先ほども言いましたように、家族の人の名前を覚えたり、顔を覚えたりというような対応ができるということは、書いておるのは見ておるんですけれども、あと、大勢の人が入って来れますので、全ての人の顔を覚えて対応できるのかというのは、今のところちょっとわかりません。

以上です。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

大石君。

○6番（大石哲雄）

関連質問ですけれども、私、大石哲雄で、名前のおりちょっとかたい質問になるんで、申しわけないんですが、このロボットの必要性は一体どこにあるんかということなんです。介護保険制度の運営上で一体どんな必要性があるのかということ、まず第1点にお伺いしたいんです。

それから、対話型のロボットの保守委託料のこの委託料の契約内容についても、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず、必要性についてでございますけれども、このロボットについては既に物すごく申し込みがあるらしいです。きょう、予算化していただいても、実際購入できるかできんかわからんほどあるということです。極端に言いましたら、今、購入した時点では、Wi-Fiのシステムが役場完備したりしますけれども、将来的には、極端に言ったらまちかどカフェに持って行って、まちかどカフェの中ですとか、小学校へ持っていくとか、そういう格好にしたい。要するに、マンネリ化してくるような気がするんです、まちかどカフェなんか。そういうことで、できたらそういうものを組み合わせてするというのが、ほかの老人ホーム等の事例を見ましても、十分対応できるというような格好になっていると。

いずれにしましても、日産自動車、田辺にある、そこへ行ったときは、十分な対応をしゃるらしいけれども、やはり専門的にソフトがあるらしいんで、今後、そのソフトがどういうふうな開発をされるかによって、その反応も違ってくるように聞いております。

いずれにしましても、買えるか買えんかもわからん、買うたときは、一時は役場の玄関に置きますけれども、将来的にはやはりまちかどカフェとか、小学校とか中学とか、そういういろんなところへ持っていくということのご理解だけいただけるようお願いしたいと思います。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

6番、大石議員さんにお答えいたします。

保守プランですけれども、故障が起こった場合の保守プランを今回計上させていただいております。36カ月契約ということで、9,800円の36カ月分を組ませていた

だいており、約40万円を組ませていただいております。これは一括で支払うことにしております。故障が起こった場合、何十万も費用がかかるということもありますので、この保守プランは必須ということで、今回、加入をするものでございます。

○議長（山本明生）

大石君。

○6番（大石哲雄）

少しかたくて申しわけない。

町長、予算特別委員会の席でも、ことしの予算は、決算にほぼ近いというようなことでおっしゃられたと思うんですけども、このロボットの購入について、僕の考えでは、何か思いついて買ったというようなことしか思えないんですよ。というのは、そういうような町長の大まかな予算のもとで考えたら、補正あるいは補正予算は必要ですけども、このロボットについては初めから考えていなかった。こういうようなことになると思うんです。緊急性、必要性もそんなに見られるわけでもないし、まだもし購入の案がなければ、もう一度再考の必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（山本明生）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

このことについて、朝来財産区へふるさと寄付金でお願いしてあるんです。朝来財産区につきましては、いろんな形で、町が仲介したという意味でもないんですけども、ある程度土地売買で収益が上がったんですわ。もうもとの形でなしに上がった。できたら、こういう話題があるので、朝来の財産区のほうへ協力していただけんかとお願したところ、その費用については負担しますよということで、一般会計から持ち出すという計画ではないんです。このことによって朝来財産区も理解はいただいております。

以上です。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

議案第61号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。

今、皆さんの質疑の中で、いろいろと事情は確認したのですが、私は私なりの反対討論とします。

新総合事業により、要支援1の方は市町村の対応となり、その受け皿としてまちかどカフェの立ち上げが積極的に行われています。以前の説明の中では、ロボットはまちかどカフェに利用される計画だと聞きました。最初は珍しく感心されるかもしれませんが、まちかどカフェの立ち上げの狙いからすれば疑問を抱きます。まちかどカフェで人と人とのつながり、コミュニケーションを大切にするというのであれば、ロボットではなく、心通う人員配置を考えるべきではないかと思います。そういう点から、私はこの補正予算には反対します。

これで反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

私は、この議案第61号に賛成をいたします。

まさしくこのロボット、私もいろんな中身を調べましたけれども、非常に夢のあるというか、最初、木本議員さんが質問されたので、私は質問はやめましたけれども、やはり小学校であるとか、地域に戻すとか、いろんなイベントで使うとか、夢があると思うんです。こういった最先端のものを取り入れていくということは、単に介護のケアだけではなくて、町内にこういうこともやっているよと、金は苦しいんやけれども、こういう財産区からご寄付いただいてこういうことに使うんだということは、私は非常に大いにやるべきやと思っていますので、この議案第61号に賛成を表明いたします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論を許します。

樫木君。

○3番（樫木正行）

今、ロボットの話の中なんですけれども、私、きのう、まちかどカフェで一般質問をさせていただきました。ずっと今20カ所を回っています。いろんな人の、九鬼議員さんの言われることはもうわかっているんですけれども、やはり何か中身が、だんだんなくなってきて、そのロボットの話も出てきました。このソフトが進化するほど人間に近くなってきて、僕は機械ですけれども、心の温かみのあるソフトができつつあると聞いています。それで賛成させていただきます。

○議長（山本明生）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件は可決されました。

△日程第11 議案第62号

○議長（山本明生）

日程第11 議案第62号、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第1号)の件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第63号

○議長(山本明生)

日程第12 議案第63号、工事請負契約の締結について(平成28年度第1号上水道事業第1浄水場受変電設備更新工事)の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、工事請負契約の締結について(平成28年度第1号上水道事業第1浄水場受変電設備更新工事)の件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第64号

○議長（山本明生）

日程第13 議案第64号、町道路線の認定についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、町道路線の認定についての件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第65号

○議長（山本明生）

日程第14 議案第65号、町道路線の変更についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、町道路線の変更についての件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

△日程第15 議案第66号

○議長(山本明生)

日程第15 議案第66号、町道路線の廃止についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第66号、町道路線の廃止についての件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時29分

○議長（山本明生）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第16 議案第67号～日程第20 議案第71号

○議長（山本明生）

日程第16 議案第67号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件から、日程第20 議案第71号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての5件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

議案第67号から第71号までは、朝来財産区管理会委員の選任についてでございます。上程する前、管理会委員について説明をさせていただきます。

朝来財産区管理会委員は7名ございます。これは大まかに分けて朝来地区で4名、岩崎地区で3名でございます。2人の方はまだ任期が残っておりますけれども、5人の方につきましては、それぞれの事情で上程をさせていただきたいと思っております。

まず、67号から説明させていただきます。

朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

堀清一さんでございます。

上富田町朝来1174番地。

生年月日は昭和30年1月29日。

平成28年6月15日提出でございます。上富田町長小出隆道。

堀清一さんは、平成12年9月21日に就任しております。できましたら引き続きお願いしたいと考えております。

議案第68号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めます。

谷地盛章氏。

上富田町朝来1967番地の2。

生年月日は昭和21年11月26日。

平成28年6月15日提出。上富田町長小出隆道。

谷地氏につきましては、平成20年9月21日に就任されております。できましたら引き続きお願いするものでございます。

議案第69号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求める。

柏山文人様。

上富田町岩崎405番地。

昭和31年11月18日。

平成28年6月15日提出。上富田町長小出隆道。

柏山さんは、岩崎区の役員であるとともに、誠実な方でございますので、選任同意をいただけるようお願いしたいと思っております。

議案第70号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めます。

佐々木誠司氏。

上富田町岩崎547番地。

生年月日は昭和34年2月23日。

平成28年6月15日提出。上富田町長小出隆道。

佐々木氏は、岩崎区の役員であるとともに、誠実な方でございますので、選任同意をよろしく申し上げます。

議案第71号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を、上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めます。

古家優司氏。

上富田町岩崎303番地の2。

生年月日は昭和28年3月8日でございます。

平成28年6月15日提出。上富田町長小出隆道。

古家氏も、岩崎区の役員でありまして、誠実な方でございますので、選任同意をいただけるようお願いしたいと思います。

○議長（山本明生）

説明が終わりました。

5件に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第68号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第69号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第70号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第71号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

△日程第21 意見書第2号

○議長(山本明生)

日程第21 意見書第2号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長(森岡真輝)

朗読いたします。

意見書第2号。

平成28年6月15日。

上富田町議会議長山本明生殿。

提出者、上富田町議会議員沖田公子。

賛成者、上富田町議会議員畑山豊、同じく大石哲雄、同じく谷端清。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

○議長（山本明生）

提案理由の説明を求めます。

9番、沖田公子君。

○9番（沖田公子）

皆様のお手元に、議長の了解を得まして介護保険の説明の載っています冊子を皆さんのところにお配りしておりますので、ご参考いただけたらと思います。

23ページに今回の件について載っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）を朗読いたします。

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月15日

上富田町議会

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

補足説明をさせていただきます。

平成27年6月以降、財務省は、財政健全計画で、平成30年の介護保険法の制度改正と今後の介護保険サービスに対して、大幅な給付削減策を打ち出しています。その中で、要支援、要介護2までの軽度者の福祉用具貸与、住宅改修は原則自費とする見直しは28年中に詳細を詰め、翌29年中に介護保険法を改正し、30年度からの次期改正に無権化する方向であります。

福祉用具貸与、住宅改修の上富田町の利用状況でございますが、まず平成26年の人口は1万5,427人です。65歳以上は3,659人、全人口に占める割合は23.7%でございます。認定者は平成27年3月で822人、そのうち要支援1、要支援2では527人、福祉用具貸与、住宅改修の利用人数は要介護3から要介護5で44人、約5%、金額にしましたら274万1,912円、要支援から要介護2で106人、約13%です。金額で533万7,501円、この介護保険法第1章第1条には、介護保険の目的が示されております。要約すると、要介護状態になった者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るとなっております。自立した日常生活を営むためには、軽度の段階から福祉用具を使用し、住宅改修によって環境を整えることが重要な要因であると考えます。重度の方を自立させることは困難なことが多いですが、軽度の方が中・重度化しないように予防していくことは可能性が高く現実的であります。

福祉用具がサポートすることで、好きなときにトイレに行ったり、お風呂に行ったりできる等の自立支援に寄与できます。軽度者への給付を制限すれば、本人の自立を助け、在宅介護の継続を実現し、結果として重度化を少しでもおくらせるという予防介護の本来の意義が損なわれてしまいます。在宅介護の基盤を担う福祉用具サービスの重要性を今こそ適正に評価していただきたいものです。軽度者に対する福祉用具、住宅改修に係る給付の見直しを全面的に否定することは難しいと考えますが、介護保険制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を求めることにご理解をいただきたいと思っております。

議員各位の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、木本君。

○11番（木本眞次）

意見書に関しては賛成ですけれども、ちょっと教えてほしいんですけれども、この福祉用具、住宅改修というのは軽度の方、どの面が個人負担になるのかやで、これ以上やったら国で認めてもらえるとか、その辺、もしわかったら教えていただきたいんですけれども。

○議長（山本明生）

答弁を求めます。

○9番（沖田公子）

お答えします。

要支援1から検討していただいて、このお医者さんの診断等とか、周りの方のいろんなことで、皆さんのご意見で介護、要支援1とそういうふうに介護の設定、1、2、3、4という介護の重度のいろんな決まるんですけれども、この中で、ご自分が支援1の場合も、そういう介護の方も十分、こういうふうな、自分が歩きにくいよとか、おトイレに行くとき必要やよとか、また、こういう住宅改修をしていただいたら助かるよというふうな、そういう相談ごとがあって、それを検討して、町のほうでも検討していただいて、そういうふうな、それをできる方向になっていくと思うんです。それで皆さん、介護の要望によって検討いただいて、それを採用するかしないかはまた町で考えていただけたらと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

ほかに質疑はありませんか。

木本さん。

○11番（木本眞次）

今、大体わかっているんです。例えばですよ、手すりはだめですよとか、そういうときがある。それとか、住宅改修するのにここまでやったら自己負担してもらわなあかんとか、そんなことわかったらやで、わからなかったらもう、また当局のほうに聞いたらわかるんやから、そやけど、わからんならわからんでもうよろしいですよ。

○議長（山本明生）

答弁願います。

○9番（沖田公子）

お答えいたします。

詳しいことは、当局のほうにお聞きいただけたらありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本明生）

ほかにありませんか。

松井君。

○1番（松井孝恵）

ちょっとお尋ねします。

原則自己負担になっていく方向になるとおっしゃるんだけど、例えば要支援1、2であっても、所得というのか、たくさんお金を持っていると言ったら失礼やけれども、自分でできる人は、やっぱり今後の保険費の増大とか考えたときに、抑制していくために、お金持ってる人は自分ですするというか、できるのはするということか、そういう考えに僕なんかは考えてしまうんですけど、そのあたり、この意見書を出された、どのようにお考えになりますか。お金持っている人でもやっぱり認定されたら、それはもうこういう公費負担でやっていくと、こういうお考えですか。

○議長（山本明生）

答弁願います。

○9番（沖田公子）

お答えいたします。

今回の介護保険に対する意見書の案でございますが、先ほどもお話ししましたように、軽度者に対する福祉用具、住宅改修に係る給付の見直しを全面的に否定することは難しいというふうに思います。だから、この介護保険の趣旨をしっかりと踏まえて、慎重な検討を求めるということで、この意見書案になっておりますので、そういうことも含めて検討していただきたいということでございます。

よろしく願います。

（「答弁、答えてないやろ、ちゃんと」の声あり）

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

奥田君。

○8番（奥田 誠）

一つお聞きしたいんですけども、この文章の中で、平成27年6月30日に自民公明党の連立与党の中で骨太の方針ということで閣議決定をされている中において、沖田議員さんも公明党の議員さんであります。その中の必要性、この介護が必要な方の生活支援の観点から検討を行うことを強く求めるという文言が入っているんですけども、そういう自民公明党の連立与党の中で、国会議員の先生方の話の中で、こういう検討が行われてこの介護の見直しに関することが決まったのであれば、どの閣議決定をされるまでの間の国会議員の先生方の勉強会の中で、こういうことが議論されなかったのかど

うか、その辺、もし沖田議員さんがわかるのであれば、ちょっとお答えをいただきたい
と思います。

○議長（山本明生）

沖田さん。

○9番（沖田公子）

お答えいたします。

27年6月30日に閣議決定された骨太の方針であります。それは大まかな方針で
ございまして、これからまだ先ほども補足いたしましたですけれども、28年度中に詳
細を詰めて、29年度中に介護保険法を改正をするわけでございます。だから、まだ細
かいことに関しては、決定していないということをご了解いただけたらありがたいか
と思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本明生）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）に
対する反対討論をします。

先ほどから沖田議員より説明があったのですが、現行の介護保険制度による福祉用具、
住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという
極めて重要な役割を果たしていますということと、高齢者の自立を支援し、介護の重度
化を防ぐといった介護保険の理念に沿った介護が必要な方の生活を支える観点というこ
とであるのですが、こういう観点であれば、骨太の方針の見直しではなく、従来どおり
国の制度として介護保険制度で実施するよう求めるべきではないかと私は思います。

よって、私はこの意見書（案）に対する反対を述べ、反対討論とします。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、大石君。

○6番（大石哲雄）

この意見書に賛成をいたします。

我々議員は、上富田町にも社会的弱者の立場に立つということが、議員活動としては肝要ではなかろうかと思えます。まず、そういう考えに立ちますと、この介護保険制度の見直しというのは、やはり弱者のほうにしわ寄せが多いんじゃないかということで、この意見書に賛成をいたします。

○議長（山本明生）

次に、本案に対する反対討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第2号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第22 議員派遣の件について

○議長（山本明生）

日程第22 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第 2 3 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（山本明生）

日程第 2 3 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会吉田盛彦委員長より 2 6 項目、産業民生常任委員会畑山豊委員長より 2 5 項目、学校給食対策特別委員会沖田公子委員長より 1 項目、議会広報特別委員会榎木正行委員長より 1 項目、議会運営委員会木本眞次委員長より 3 項目、以上となっております。

また、2 としまして、目的については、所管事務調査。

3. 方法及び期間は、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第 6 5 条の規定による委員会招集通知書及び第 7 4 条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（山本明生）

ただいま朗読しましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、学校給食対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

平成28年第2回町議会定例会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程した全ての議案を可決していただきまして、まことにありがとうございます。

ご存じのように、平成28年度の第1次人事異動を4月1日に行いました。この異動は管理職の大幅な退職に伴い、管理職を中心に一般職員も異動が行われています。

このため、7月1日に行う第2次人事異動は、第1次を補完する小規模な異動になることとしております。異動後は新しい体制で、平成28年度の事業を執行することになりますが、今、国や県は地方創生事業で成案されている創生総合戦略で、KPI、要するに目標数値を立てて、その実効性を促しております。町はその実効性を高めるために、事業の工程管理を全職員に指示しているところでありますので、地方創生事業の執行にご協力をお願いします。

また、町財政を分析してみますと、上富田町は福祉とか医療費等の民生費に係る費用が大きく占めています。この状況を打開し、町民の方に健康で明るいまちづくりを送っていただけるよう、いろいろな施策を講じています。例えば、健康な生活を送ってもらうよう、日常生活の上でのウォーク等の運動、また、病を未然に防ぐための健診等を積極的に進めていますが、残念ながら参加率とか受健率の悪いのが実態でございます。町民の皆さんにお願いしたいことは、みずから健康を維持するという努力をお願いしたいものでございます。

次に、地方の経済の活性は、上富田町も第1産業の振興が重要です。しかし、第1産業は、従来は生産性に重要性を置いていましたが、今は年々農林産物の消費量が減少するとともに、それに伴う価格の不安定要素にもつながっています。日本の第1産業を復活させるためにも、国内産物の利用、消費に目を向けていただく必要があります。

このように、日常生活、経済活動により、町行政のあり方も変わってきております。考え方も変える必要が出てきています。大きな曲がり角だと判断しますので、この状況を打開するためには、議員の皆さんとか町民の皆さんの協力が必要でございますので、ご協力をお願いします。

次回の定例会までは津幡町とか東川町との交流事業、中学生のタミンミン校への派遣、友遊フェスティバル等の行事が多々あります。このような事業におきましてもご協力をお願いしまして、閉会の挨拶とします。

ありがとうございました。

△閉 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成28年第2回上富田町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 山本 明生

議事録署名議員 檜木 正行

議事録署名議員 九鬼裕見子